

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）	旧																				
<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドレッシング</td> <td>次に掲げるものをいう。 1 食用植物油（香味食用油を除く。以下同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下この条において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの 2 （略）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	ドレッシング	次に掲げるものをいう。 1 食用植物油（香味食用油を除く。以下同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下この条において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの 2 （略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドレッシング</td> <td>次に掲げるものをいう。 1 食用植物油（香味食用油を除く。以下同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下この条において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料、又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの 2 （略）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	ドレッシング	次に掲げるものをいう。 1 食用植物油（香味食用油を除く。以下同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下この条において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料、又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの 2 （略）												
用語	定義																				
ドレッシング	次に掲げるものをいう。 1 食用植物油（香味食用油を除く。以下同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下この条において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの 2 （略）																				
用語	定義																				
ドレッシング	次に掲げるものをいう。 1 食用植物油（香味食用油を除く。以下同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下この条において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料、又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの 2 （略）																				
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>マヨネーズ</td> <td>半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油の重量の割合が65%以上のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油の重量の割合が65%以上のものをいう。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>マヨネーズ</td> <td>半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）及び香辛料抽出物以外の原材料を使用していないものであつて、原材料に占める食用植物油の重量の割合が65%以上のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）及び香辛料抽出物以外の原材料を使用していないものであつて、原材料に占める食用植物油の重量の割合が65%以上のものをいう。																
マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油の重量の割合が65%以上のものをいう。																				
マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）及び香辛料抽出物以外の原材料を使用していないものであつて、原材料に占める食用植物油の重量の割合が65%以上のものをいう。																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>サラダクリーミードレッシング</td> <td>半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>サラダクリーミードレッシング</td> <td>半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料を使用していないものであつて、原材料に占める食用植物油の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料を使用していないものであつて、原材料に占める食用植物油の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。																
サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。																				
サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料を使用していないものであつて、原材料に占める食用植物油の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。																				
<p>（マヨネーズの規格）</p>	<p>（マヨネーズの規格）</p>																				
<p>第3条 マヨネーズの規格は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 マヨネーズの規格は、次のとおりとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>添加物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	（略）		原材料	（略）	添加物	（略）	（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>食品添加物以外の原材料（略）</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>食品添加物（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	（略）		原材料	食品添加物以外の原材料（略）	材料	食品添加物（略）	（略）	
区分	基準																				
（略）																					
原材料	（略）																				
添加物	（略）																				
（略）																					
区分	基準																				
（略）																					
原材料	食品添加物以外の原材料（略）																				
材料	食品添加物（略）																				
（略）																					
<p>（サラダクリーミードレッシングの規格）</p>	<p>（サラダクリーミードレッシングの規格）</p>																				
<p>第4条 サラダクリーミードレッシングの規格は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 サラダクリーミードレッシングの規格は、次のとおりとする。</p>																				

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 食用植物油脂 2 醸造酢及びかんきつ類の果汁 3 卵黄及び卵白 4 たん白加水分解物 5 食塩 6 砂糖類 7 蜂蜜 8 でん粉 9 香辛料
添 加 物	前条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングの規格)

第5条 マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	油脂及び食酢にあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 油脂 食用植物油脂 2 食酢 醸造酢
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングの規格)

第6条 乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	前条の規格の原材料と同じ。
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	<u>食品添加物以外</u> <u>の原材料</u> 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 食用植物油脂 2 醸造酢及びかんきつ類の果汁 3 卵黄及び卵白 4 たん白加水分解物 5 食塩 6 砂糖類 7 蜂蜜 8 でん粉 9 香辛料
	<u>食 品 添 加 物</u> 前条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングの規格)

第5条 マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	<u>食品添加物以外</u> <u>の原材料</u> 油脂及び食酢にあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 油脂 食用植物油脂 2 食酢 醸造酢
	<u>食 品 添 加 物</u> 第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングの規格)

第6条 乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	} 前条の規格の原材料と同じ。
<u>食品添加物以外</u> <u>の原材料</u>	
<u>食 品 添 加 物</u>	
(略)	